

令和3年度 奨学給付金申請について～家計急変世帯～

奈良県では、新型コロナウイルス感染症の影響など予期しない事象により、保護者等の収入が激減するなどの家計急変があり、道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税(0円)に相当すると認められる世帯を対象とし、授業料以外の教育費の負担を軽減するため奨学給付金を支給します。

1 対象となる世帯

申請日(基準日)現在の状況が以下の要件すべてに当てはまること

(1) 保護者等が奈良県内に住所を有していること

※保護者等が奈良県外に住所を有している場合は、お住まいの都道府県にお問い合わせ下さい。

(2) 高校生等が私立の高等学校または専攻科に在学していること

※平成26年4月以降の入学者であること

(3) 高校生等が高等学校等就学支援金の支給対象であること

※児童福祉法に基づく措置等のうち、見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設に入所している高校生等は除く)が措置されていないこと。

※専攻科の生徒については、大学への編入学基準を満たす課程又は国家資格者養成課程を有する専攻科の学科に在学しており、以下のいずれにも該当していないことが必要となります。

- ・退学、停学(三か月以上)の処分を受けた者
- ・前年度における修得単位数が学校の定める当該年度の標準修得単位数の5割以下の者
- ・前年度における出席率が5割以下の者

(4) 家計が急変し、保護者等全員が「道府県民税所得割及び市町村民税所得割」が非課税(0円)である世帯に相当すると認められる世帯

※保護者等の一方、または双方が海外赴任等で奈良県内に住所を有しておらず、道府県民税所得割及び市町村民税所得割が確認できない場合は、支給の対象になりません。

非課税世帯に相当する世帯の年収見込額

世帯人数	3人世帯	4人世帯	5人世帯
給与所得者	約221万円未満	約271万円未満	約321万円未満
事業所得者	147万円未満	182万円未満	217万円未満

注意!

生活保護を受給している世帯又は「道府県民税所得割及び市町村民税所得割」が非課税(0円)である世帯については、7月に受付を開始する通常の奨学給付金の方をご活用していただくようお願いします。
(通常分と家計急変分の両方を受給することはできません)

2 必要書類

- ① 申請書
- ・ 高等学校等に在学している場合 私立用【家計急変】
 - ・ 高等学校等専攻科に在学している場合 私立用【専攻科・家計急変】
の様式を使用して下さい。
 - ・ 申請日現在の在学状況、世帯の状況を記入して下さい。
 - ・ 消えるボールペンではなく、黒の油性ペンで記入して下さい。
 - ・ 扶養親族の状況については、**世帯全員**を記入していただき、扶養されている兄弟姉妹がいる場合は、必ず「○」を記入してください。
- ② 口座振替申出書
- ・ 銀行名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人(申請者)の全てが確認できる通帳のコピー等を添付して下さい。
- ③ 保険証等貼付・扶養申立書
- ・ 扶養親族**全員分**の健康保険証等のコピーを貼り付けて下さい。
 - ・ 国民健康保険証の場合は、「扶養申立欄」に被扶養者氏名等の必要事項を記入してください。
- ※保険証の記号・番号・保険者番号・二次元コードは黒塗りする等、見えないようにして下さい。
- ④ 家計急変の発生事由を証明する書類
- 例：離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出、家計急変による申請理由書など**家計急変の事由や時期**がわかる書類を提出してください。
- ※定年退職など任期の定めのある退職は、家計急変世帯の給付対象ではありません。
- ※申請理由書については、業種や家計急変が発生した理由を詳しく記入してください。

保護者等全員所得割非課税相当である証明

- ⑤ 家計急変後の収入を証明する書類 **保護者等全員分**
- ※控除対象配偶者であっても、収入が100万円を超える場合には、家計急変の発生事由を証明する書類も必要になります。
- 下記の書類をもとに、家計急変発生後1年間の年収見込額を推計し、判断します。

会社員等

- 家計急変後3ヶ月分の会社作成の給与見込又は、給与明細書
- (例1) 会社作成の給与明細書3ヶ月分以上
- (例2) 直近の給与明細書2ヶ月分+会社作成の給与見込1ヶ月分

自営業等

家計急変後1年間の年間収支見込計算書

+

経費の内訳や売上等が確認できる書類

例：残高試算表、昨年の確定申告の収支内訳書、青色申告決算書、税理士または公認会計士の作成した書類、家計急変発生月の売上台帳と経費の内訳のわかる書類等

⑥ 家計急変前の収入を証明する書類 **保護者等全員分**

・令和3年度の課税証明書(コピー可)

※保護者等全員分、扶養親族の記載が省略されていないもの

上記の書類をもとに、家計急変発生後の1年間の年収見込額を推計し、判断します。
※状況に応じ、追加書類の提出をお願いすることがあります。

⑦ 代理受領委任書

(在学する高等学校等に奨学給付金の代理受領を希望する場合のみ)

3 家計急変の事由

以下の要件のうちいずれかに当てはまること。

- (1)保護者等の一方(または双方)が死亡
- (2)保護者等の一方(または双方)が事故または病気により、就労が困難
- (3)保護者等の一方(または双方)が失職

※雇用保険者離職票(又は雇用保険受給資格者証)において、下記の理由コードにあてはまる場合対象となります。

1A(11)	解雇(1B及び5Eに該当するものを除く。)
1B(12)	天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
2A(21)	特定雇い止めによる離職(雇用期間3年以上雇用止め通知あり)
2B(22)	特定雇い止めによる離職(雇用期間3年未満等更新明示あり)
2C(23)	特定理由の契約期間満了による離職(雇用期間3年未満等更新明示なし)
3A(31)	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
3B(32)	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職
3C(33)	正当な理由のある自己都合退職(3A、3B又は3Dに該当するものを除く。)
3D(34)	特定の正当な理由のある自己都合退職(平成29年3月31日までに離職した被保険者期間6月以上12月未満に該当するものに限る。)

(参考) 5E：被保険者の責めに帰すべき重大な理由による解雇

- (4)被災等により、就労困難など世帯収入を激減させる事由が発生
- (5)その他、予期せぬ事象により収入が非課税相当まで激減

4 給付額

家計急変を申請した日により給付額が異なります。

世帯区分は最後のページにある給付額確認シートで確認して下さい。

※支給は高校生等1人につき年に1回です。

○7月1日以前に家計急変が発生し期日までに申請された場合

世帯状況により、下記の年額を支給します

世帯区分		支給額（年額）
住民税所得 割が非課税 （0円）相 当である世帯	①全日制・定時制（以下の①②以外）	129,600円
	②全日制・定時制（第二子以降）※	150,000円
	③通信制・専攻科	50,100円

※15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる
2人目以降の高校生等。

○7月2日以降に家計急変が発生し期日までに申請された場合

◆申請日が月の初日の場合は、申請の月から算定した額を支給します。

○算定の仕方○

第1子の高校生等【世帯区分①】で8月1日に申請した場合

$$129,600円（年額） \times 8ヶ月（8月 \sim 3月） \div 12ヶ月（年） = 86,400円 \\ \rightarrow 86,400円支給$$

◆申請日が月の初日以外の場合は、申請の月の翌月から算定した額を支給します。

○算定の仕方○

第2子の高校生等【世帯区分②】で12月20日に申請した場合

$$150,000円（年額） \times 3ヶ月（1月 \sim 3月） \div 12ヶ月（年） = 37,500円 \\ \rightarrow 37,500円支給$$

5 申請期日

家計急変後、下記の期日まで、随時受け付けします。

○7月1日以前に家計の急変が発生した場合

令和3年10月29日（金）まで

※書類が揃わず、上記の日付までに提出できない場合は、在学する高等学校にお伝えください。

○7月2日以降に家計の急変が発生した場合

令和3年7月2日（金）から令和4年2月16日（水）まで

6 支給日

審査が終了したもののから順次振り込みます。

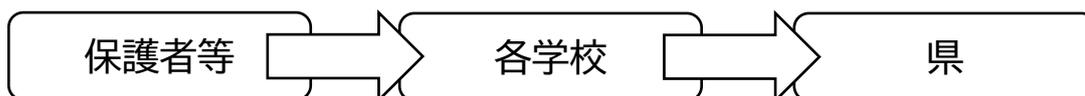
兄弟姉妹が同時期に申請した場合でも、同時期に振り込まれるとは限りませんのでご注意ください。

7 提出先・問合せ先

<奈良県内の私立学校>

在学している高等学校等にお問い合わせ下さい。

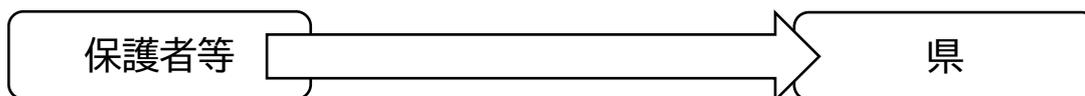
書類提出の流れ



<奈良県外の私立学校>

奈良県教育振興課にお問い合わせ下さい。

書類提出の流れ



※在学する学校に在学証明を記入していただいた上で、県に直接送付してください。

【提出先】〒630-8501 奈良市登大路町30

奈良県 文化・教育・くらし創造部 教育振興課 私学係

奨学給付金のホームページからも、申請書等のダウンロードができます

奈良県 私立学校奨学給付金

検索



奈良県 文化・教育・くらし創造部 教育振興課 私学係

皆さんはこれに当てはまりますか？

- 保護者等は奈良県に住んでいます。
→他府県にお住まいの場合は、お住まいの都道府県にお問い合わせください。
- お子様は、申請日時点で、高等学校に在学し、休学していません。
- 課税証明書で、市町村民税と県民税の所得割に金額が記載されています。
(父または母、もしくは申請者全員)
→申請者全員の所得割が非課税(0円)の場合は、通常の奨学給付金で申請してください
- 予期せぬ事象により収入が非課税相当まで激減した。
→保護者等全員が所得割非課税相当であることの証明が必要になります。

皆さんは下のどれに当てはまりますか？ で確認してください

すべてのが入るのが対象の区分です

非課税世帯(第1子) 全日制・定時制 →①区分 129,600円(年額)

- 申請される高校生等の他に、扶養しているお子様はいません。
※15歳以上(中学生を除く)23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合は、下の②区分へ

非課税世帯(第2子) 全日制・定時制 →②区分 150,000円(年額)

- 申請される高校生等の他に、扶養しているお子様がいます。※
※15歳以上(中学生を除く)23歳未満の扶養している兄弟姉妹がない場合は、上の①区分へ

非課税世帯 通信制・専攻科 →③区分 50,100円(年額)

- 通信制・専攻科へ子どもが通学しています。



生活保護(生業扶助)受給世帯や、全員の所得割が非課税(0円)の場合は、通常の奨学給付金で申請してください。